

## Global Tax Update

### インド

デロイトトーマツ税理士法人

2017年8月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。  
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

#### 1. CBDT<sup>1</sup>が非上場株式の株価算定<sup>2</sup>に関する最終通達<sup>3</sup>を発表

2017年財政法(Finance Act 2017)のもと、国内税法<sup>4</sup>に定める非上場株式の時価(Fair Market Value: FMV)未満での譲渡に係る課税<sup>5</sup>に関して、租税回避防止のための追加規定が定められた。これにより、譲渡人が受領するキャピタルゲインは、当該非上場株式の時価を譲渡対価とみなして算出される。

また、譲受人が無償で、または、不十分な対価で受領した現金またはその他の資産に対する課税範囲を拡大するために、旧規定の一部が改訂された<sup>6</sup>。当該規定により譲受人は、対象資産の時価と実際の支払対価の差額に対して課税される<sup>7</sup>。当該規定が適用される資産の一つが非上場株式である。

上記規定の制定に当たり CBDT は 2017 年 7 月、現行の株式価額算定基準を定める通則(Rule 11UA)を改正する通達を発表した。主な改正点は以下のとおりである。

##### (1) Rule 11UA の改正

非上場株式の時価算出方法は以下のとおりである。

$$(A+B+C+D-L) \times (PV) / (PE)$$

- A は貸借対照表上の全ての資産(宝飾品、美術品、株式、有価証券および不動産を除く)の簿価から一定の項目を差し引いた価額<sup>8</sup>
- B は宝飾品および美術品を公認鑑定士から取得した鑑定書に基づいて公開市場で売却した場合の価額
- C は本通則に定める方法で算出された株式および有価証券の時価
- D は印紙税の算出上、いずれかの政府当局が適用した、査定した、または査定可能な不動産の価額
- L は貸借対照表上の負債の簿価。ただし、一部の項目を除く<sup>9</sup>
- PV は当該取得株式に係る払込資本を、PE は貸借対照表上の払込済み株式資本の総額を表す

##### (2) 算出日

本通則の定めにより、算出日は非上場株式の譲渡日となる。

1 直接税中央委員会(Central Board of Direct Taxes: 以下「CBDT」)

2 1962年所得税規則 Rule 11UA の改正

3 Notification No. 61/2017/F. No. 149/136/2014-TPL

4 1961年所得税法

5 1961年所得税法 Section 50CA

6 Section 56(2)vii/ (viii)が Section 56(2)(x)に置き換えられた。

7 差額が 50,000 インドルピーを超過する場合を除く。

8 所得税の額、または、所得税の還付を受けた場合はその差額ならびに未償却の繰延費用等、資産価値のない資産は差し引く。

9 i.) 払込済み株式資本、ii.) 優先株および普通株の配当資金として積み立てられ、対象株式の譲渡日までに株主総会において配当が公表されていない資金、iii.) 減価償却費用を除く留保金、剰余金等(金額がマイナスの場合も対象)、iv.) 適用される法律により帳簿上の利益に課される税額を超過して積み立てられた納税引当金(所得税の額、または、所得税の還付を受けた場合はその差額を含まない)、v.) 確定負債以外の負債に係る引当金、ならびに vi.) 累積的優先株の延滞配当金以外の偶発負債は差し引く。

## 2. CBDT がサービスに係る GST の構成要素を源泉徴収の対象外とする改正通達<sup>10</sup>を公表

インドの間接税は、2017年7月1日付で物品・サービス税(Goods and Services Tax: 以下「GST」)に一本化された。

新税制の導入に伴い CBDT は、支払人と受取人との間の合意／契約について、インド居住者に支払われる総額のうちサービスに係る GST の構成要素が別途表示されている場合は、当該 GST を控除した上で源泉徴収する旨を明らかにした。

これにより統合 GST(Integrated GST)、中央 GST(Central GST)、州 GST(State GST)および連邦直轄領 GST(Union Territory GST)が GST に統一された。

## 3. SEBI<sup>11</sup>が P ノートの発行基準を強化

約束手形(Promissory Notes: 以下「P ノート」)<sup>12</sup>の発行基準を強化するため、SEBI は P ノート／オフショア派生商品(Offshore derivative instruments: 以下「ODI」)の発行者である外国ポートフォリオ投資家(Foreign Portfolio Investor: 以下「FPI」)に対して、自身が保有する株式の個別ヘッジ以外の目的で派生商品を原資とした ODI を発行してはならない旨の通達<sup>13</sup>を公表した。既存の OPI については、FPI は遅くとも満期日または 2020 年 12 月 31 日のうちいずれか近い日までに現金化しなければならない。

## 4. SEBI が規制手数料を賦課<sup>14</sup>

SEBI は、2017 年 4 月 1 日以降、「規制手数料」として ODI の各購入者に対して 1,000 米ドルを賦課している。当該手数料は発行者である FPI が回収するとともに 3 年に一度 SEBI に納入する。

---

10 2017 年 7 月 19 日付 Circular No. 23/2017

11 インド証券取引委員会(Securities & Exchange Board of India: 以下「SEBI」) インド証券市場の規制機関

12 P ノート／ODI とは、インドの金融市場に直接投資することができない様々な外国投資家のために FPI が発行する証券をいう。P ノート／ODI は、インド株式を原資とする証券である。ODI ルートは、管財や納税申告書の提出等に係る全体的なコストや事務間接費を抑えつつ、また、SEBI に登録することなくインドに投資したい外国投資家の投資ルートとなっている。

13 2017 年 7 月 7 日付 Circular: CIR/IMD/FPI&C/76/2017

14 2017 年 7 月 20 日付 No. SEBI/LAD-NRO/GN/2017-18/012

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao)

## 問い合わせ

### デロイトトーマツ税理士法人 インド室

パートナー 林 博之 [hiroyuki.hayashi@tohatsu.co.jp](mailto:hiroyuki.hayashi@tohatsu.co.jp)  
マネジャー Pawankumar Kulkarni [pawankumar.kulkarni@tohatsu.co.jp](mailto:pawankumar.kulkarni@tohatsu.co.jp)

## ニュースレター発行元

### デロイトトーマツ税理士法人

#### 東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohatsu.co.jp](mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp)

会社概要: [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス: [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイトトーマツ グループは日本におけるデロイトトウシュートーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュートーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュートーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001